

住まいの整備を応援します

■住宅リフォーム補助

住環境の整備の推進や地域経済の活性化のため、住宅のリフォーム工事をする人に、その費用の一部を補助します。予算に限りがありますので、早めに申し込んでください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【対象者】市内に住み、市税などを完納しており、持ち家住宅（市内にある親または子の住宅を含む）のリフォーム工事などをする人（お気を付けください）
公共補償やほかの補助制度と重複する場合は、今回の補助の対象になりません。

※原則、平成29年2月28日（火）までに完了実績報告書類を提出してください。

【対象住宅】

▽建築後5年以上経過した住宅
▽所有者がリフォームを承諾している住宅
（専用住宅以外の住宅）

○集合住宅では、申請者の居住用に使う専有部分のみが対象
○併用住宅では、居住部分のみが対象

【対象工事】市内の建築業者が主な施工業者であり、補助対象経費が30万円以上の工事

【補助金額】補助対象経費の10%（上限20万円）

【申込方法】4月1日（金）以降に補助金交付申請書類を提出してください（先着順）。※申請書は工事着手前に提出してください。

【申込・問合せ先】
建築住宅課 ☎内線2670

3月31日から下水道が使用できる区域が広がりました



<今回追加する区域>
伊吹町東通1区、伊吹町西通1区
和霊東町2丁目、野川4区、丸穂

すでに供用開始されている区域や排水設備工事指定工事店など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

所は、浄化槽を廃止して公共下水道に接続します。

【融資あっせん制度】

市は公共下水道に接続する工事に、指定金融機関での融資（一般住宅の場合は最高50万円まで、アパート・マンション・テナントビルなどの場合は最高200万円まで）をあっせんし、利子分を助成します。

【問合先】都市整備課
下水道業務係 ☎内線2604・2635

【受益者負担金制度】

公共下水道が使用できる区域内の皆さん（受益者）が、建設費の一部を負担する制度です。
▽受益者とは
公共下水道を供用開始した区域の土地所有者です。地上権などが設定されている土地は、基本的にその権利者が受益者になります。
▽負担金額
負担金の額は、土地の面積1㎡に対して800円です。総額を年3回、5年の計15回に分けて納めることができます。



春の全国交通安全運動 4月6日（水）～15日（金）

■春の全国交通安全運動とは

期間中、交通安全の考えを広く周知することにより、私たち自身が交通ルールを守り正しい交通マナーを習慣付け、より良い道路交通環境に向けて取り組むことにより、交通事故を防止することを目的として実施されます。

また、4月10日（日）は、全国一斉の「交通事故ゼロを目指す日」です。

交通安全に注意して、一人ひとりが事故のないまちづくりに取り組みましょう。

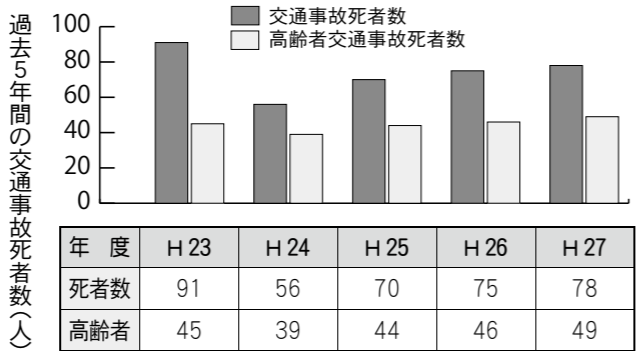
■運動の基本

【子供と高齢者の交通事故防止】

▽子どもとその保護者、および高齢者の交通安全意識を高める
▽子ども、高齢者、障がい者などの交通弱者保護の意識を育てる

■運動の重点

- ① 自転車の安全利用の促進（自転車安全利用五則の周知徹底）
- ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 「シェア・ザ・ロード」の精神の普及促進と自転車乗車用ヘルメットの着用促進（愛媛県重点）



年度	H23	H24	H25	H26	H27
死者数	91	56	70	75	78
高齢者	45	39	44	46	49

【自転車安全利用五則】

- 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2. 車道は左側を通行
- 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4. 安全ルールを守る
▽飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
▽夜間はライトを点灯
▽交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5. 子どもはヘルメットを着用



【シェア・ザ・ロードとは】
「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の基本理念であり、歩行者・自転車・自動車などは、お互いの立場を思いやり、安全・快適に道路を共有することを表す言葉です。



■交通安全対策優良市町表彰を受賞しました

交通安全対策300日間ゼロを達成したとして、2月15日（日）に交通安全県民総ぐるみ運動県本部（本部長 中村 時広 県知事）より交通安全対策優良市町として本市が表彰されました。表彰式は県庁で行われ、岡田 清隆 防災安全統括部長から表彰状が授与されました。表彰制度は平成23年2月に創設され、自治体の規模に応じて交通事故ゼロの連続日数の目標を定めています。本市では平成27年

